

# 平成22年第1回定例会

## 防災農水商工常任委員会説明資料

頁

### ◎所管事項説明

1	防災危機管理部の組織機構について	1
2	平成22年度当初予算について	2
3	三重県防災対策推進条例について	13
4	第2次三重地震対策アクションプログラムについて	15
5	三重風水害等対策アクションプログラムについて	18
6	三重県業務継続計画及び三重県復旧・復興マニュアルについて	21
7	消防の広域化、消防救急無線のデジタル化について	23
8	救急搬送及び受入れ実施基準の策定について	25
9	三重県総合防災訓練について	28
10	三重県広域防災拠点施設整備について	31
11	三重県防災通信ネットワークについて	34
12	防災情報提供プラットフォームについて	37
13	活断層調査について	42
14	「みえ風水害対策の日」「みえ地震対策の日」と啓発活動について	44
15	市町・地域防災力向上に向けた取組について	46
16	企業防災力向上に向けた取組について	52
17	高圧ガス事業所等の予防・保安対策について	53
18	危機管理の推進について	56
19	新型インフルエンザ対策について	58
20	国民保護の推進について	59

### ○別冊

- ・ 事務事業概要
- ・ 三重県防災対策推進条例パンフレット
- ・ 第2次三重地震対策アクションプログラム
- ・ 三重風水害等対策アクションプログラム

平成22年5月27日

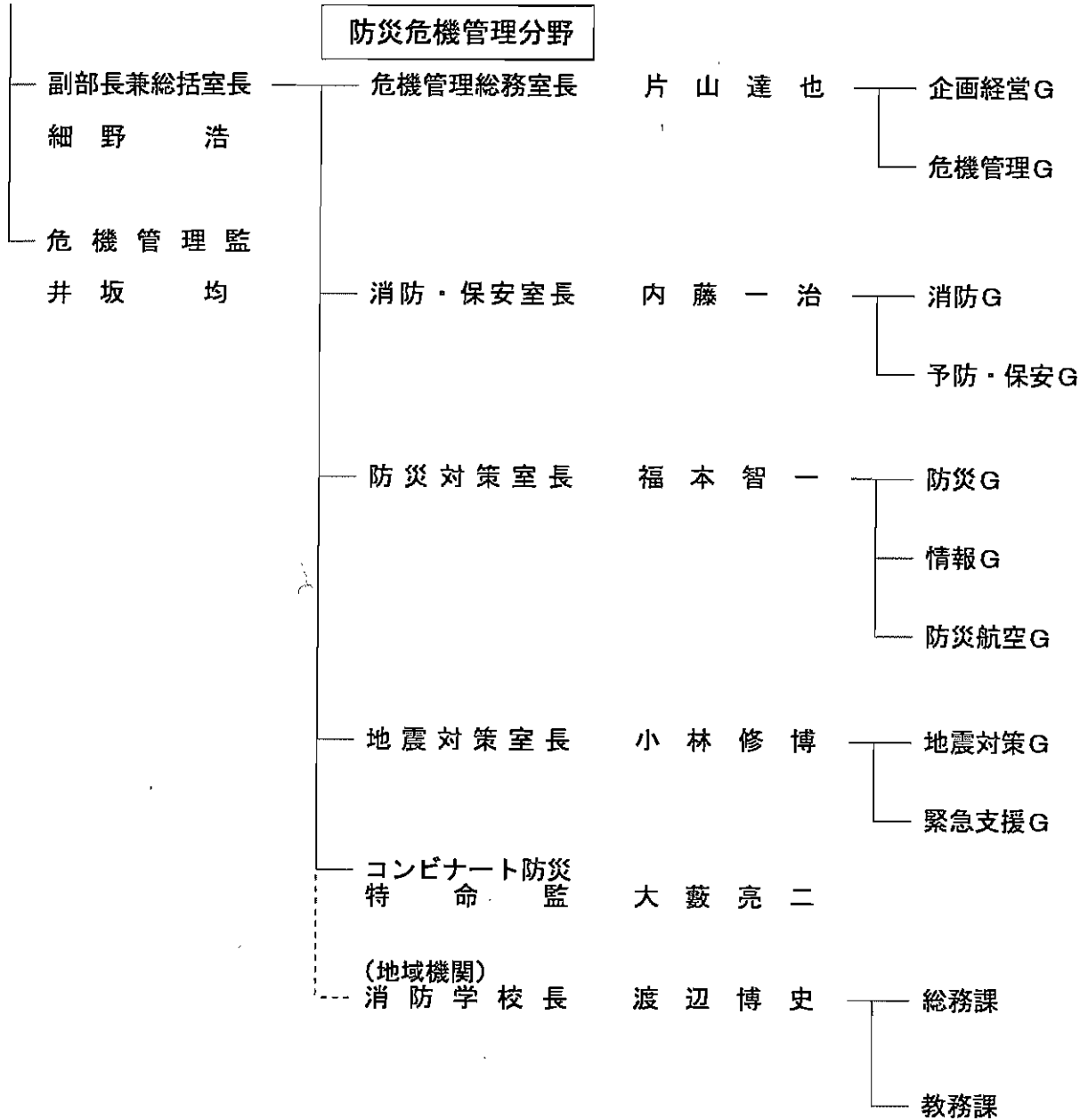
防災危機管理部

# 1 防災危機管理部の組織機構について

## 防災危機管理部

部 長

東 地 隆 司



【職員数（平成22年4月1日現在）】

本 庁	69 (22)
地域機関	14 ( 7)
合 計	83 (29)

※ ( ) は市町等からの派遣職員で内数

## 2 平成22年度当初予算について

(事業目別)

款目	事業名	H21	H22	左の財源		差引	増減率
		予算額 A	予算額 B	県費	その他	B-A	B/A
	【危機管理推進事業費】	3,856	8,571	4,355	4,216	4,715	222.3%
	危機管理費計	3,856	8,571	4,355	4,216	4,715	222.3%
企画費		3,856	8,571	4,355	4,216	4,715	222.3%
	【給与費】	468,155	465,124	465,124	0	△ 3,031	99.4%
	【防災総務費】	9,907	9,405	9,391	14	△ 502	94.9%
	【防災対策費】	274,711	385,539	209,473	176,066	110,828	140.3%
	【地震対策費】	212,451	262,012	185,318	76,694	49,561	123.3%
	【防災会議費】	3,507	5,305	4,205	1,100	1,798	151.3%
	【防災拠点施設整備事業費】	295,148	21,253	7,917	13,336	△ 273,895	7.2%
	【防災行政無線管理費】	240,852	240,481	188,778	51,703	△ 371	99.8%
	【防災行政無線整備事業費】	20,000	256,250	250	256,000	236,250	1281.3%
	【防災ヘリコプター運航管理費】	676,292	194,733	194,733	0	△ 481,559	28.8%
	【国民保護費】	2,505	1,487	1,487	0	△ 1,018	59.4%
	防災総務費計	2,203,528	1,841,589	1,266,676	574,913	△ 361,939	83.6%
	【消防費】	52,833	39,274	26,156	13,118	△ 13,559	74.3%
	【予防費】	35,390	43,102	△ 8,976	52,078	7,712	121.8%
	【消防学校費】	135,656	148,616	138,170	10,446	12,960	109.6%
	消防指導費計	223,879	230,992	155,350	75,642	7,113	103.2%
	【高圧ガス費】	25,581	39,140	△ 15,199	54,339	13,559	153.0%
	【銃砲火薬類取締費】	787	885	△ 2,772	3,657	98	112.5%
	【電気関係取締費】	6,003	3,627	△ 8,381	12,008	△ 2,376	60.4%
	銃砲火薬ガス等取締費計	32,371	43,652	△ 26,352	70,004	11,281	134.8%
防災費計		2,459,778	2,116,233	1,395,674	720,559	△ 343,545	86.0%
合計		2,463,634	2,124,804	1,400,029	724,775	△ 338,830	86.2%

# 平成22年度当初予算主要事業

## 防災危機管理部

電話番号 部長 059-224-2194  
副部長兼防災危機管理分野総括室長 059-224-2181

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>《政策名：災害に強い県土づくりの推進》 〈施策名：(311) 防災対策の推進〉</p>	
<p>◎ (一部新) 1 災害対応力強化事業費【重点事業 暮らし1】 36,741千円 【(31101) 防災体制の整備】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 平成22年度は、第2次三重地震対策アクションプログラム計画期間の最終年度にあたることから、4年間の取組成果を検証するとともに、「三重県の減災目標」を達成するため第3次三重地震対策アクションプログラムの策定を行います。</p>	<p>消防・保安室 (224-2108) 地震対策室 (224-2184)</p>
<p>◎ (一部新) 2 防災訓練費 48,252千円 【(31101) 防災体制の整備】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、緊急消防援助隊、警察機関、自衛隊、防災関係機関、関係団体、企業等と連携した合同訓練を実施します。</p>	<p>防災対策室 (224-2189)</p>
<p>◎ (新) 3 災害対応体制・企業減災体制構築事業費 37,407千円 【(31102) 防災風土の醸成】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 三重大学と連携し、三重県庁における業務継続計画(BCP)の策定、復旧・復興マニュアルの策定など災害対応体制を整備するとともに、三重県企業防災ネットワークの構築、三重県中小企業BCPモデルの作成など企業減災体制の構築をめざします。</p>	<p>地震対策室 (224-2185)</p>
<p>◎ (一部新) 4 防災行政無線整備事業費 256,250千円 【(31103) 防災情報の共有】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 現用の衛星系防災行政無線は、設置後15年以上経過し、経年劣化による故障が頻発していることから、次世代型衛星系防災行政無線への更新を行うこととし、平成22年度は可搬型地球局の整備を実施します。 また、気象庁の警報・注意報発表対象地域区分の変更に伴う防災通信ネットワーク気象情報システムの整備工事を実施します。</p>	<p>防災対策室 (224-2157)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
◎ (一部新) 5 災害対策本部機能強化事業費 106,155千円 【(31101) 防災体制の整備】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 大規模災害発生時に設置する県災害対策本部の機能強化を行うため、講堂棟及び議事堂棟の一部改修工事を実施します。併せて、情報収集機能の強化を図るため、映像・通信機器の整備を行います。	防災対策室 (224-2157)
◎ 6 いのちを守る減災対策推進事業費【重点事業 暮らし1】 104,700千円 【(31101) 防災体制の整備】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 災害に強い県土づくりを目指し、減災に向けた市町等の積極的な取組を促進するため、市町等が実施する津波対策、孤立対策、避難所耐震化対策及び災害時要援護者対策について支援を行います。	地震対策室 (224-2184)
◎ 7 みえの防災活力支援事業費【重点事業 暮らし1】 47,988千円 【(31102) 防災風土の醸成】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 防災に関する継続的な啓発を実施するとともに、「みえ風水害対策の日(9月26日)」、「みえ地震対策の日(12月7日)」に関連した啓発イベントを実施します。 また、熊野から新宮にかけて、活断層が存在する可能性を示す地形が発見されていることから、引き続き、国や研究機関と連携し、詳細調査を実施します。	防災対策室 (224-2189) 地震対策室 (224-2184)
◎ (一部新) 8 地域防災力向上支援プロジェクト事業費 26,102千円 【(31102) 防災風土の醸成】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 地域防災力の向上のため、三重大学と連携し、みえ防災コーディネーターの育成、三重県防災教育センター研修、市町等防災講座、避難の心得集の作成などを実施します。	地震対策室 (224-2185)
(一部新) 9 広域防災拠点施設整備事業費【重点事業 暮らし1】 21,253千円 【(31101) 防災体制の整備】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 大規模地震発生時などに迅速かつ的確な対応を実施するため、中勢、東紀州(紀北・紀南)、伊勢志摩に続く広域防災拠点施設として伊賀広域防災拠点施設の整備に着手します。	防災対策室 (224-2189)
10 市町防災力向上事業費 18,587千円 【(31102) 防災風土の醸成】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 市町の防災対策に関する問題点、弱みを把握し、それぞれの市町に見合った具体的なアドバイスや支援を行うことにより、県内のすべての市町において的確な災害対応、住民支援を行っていく体制の構築や市町災害対策本部の機能強化等を図ります。	地震対策室 (224-2185)

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>(一部新) 11 自主防災組織活性化促進事業費 7,502千円  【(31102) 防災風土の醸成】  (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)  自主防災組織の交流会及び地域での図上訓練、避難所運営訓練、避難所生活訓練等の実践的な訓練を実施することにより自主防災組織を活性化させ、地域防災力の向上を目指します。</p> <p>12 防災情報提供プラットフォーム整備事業費 128,063千円  【(31103) 防災情報の共有】  (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)  気象庁の警報・注意報発表対象地域区分の変更に伴い次世代防災情報提供プラットフォームの整備を行います。</p>	<p>地震対策室 (224-2185)</p> <p>防災対策室 (224-2157)</p>
<p>《政策名：安全な生活の確保》  《施策名：(325) 感染症対策の推進》</p>	
<p>(一部新) 1 新型インフルエンザ対策体制整備事業費【重点事業 暮らし12】 1,240千円  【(32501) 感染症危機管理体制の確保】  (第2款 総務費 第2項 企画費 5 危機管理費)  平成21年度に実施した社会影響調査を基にして実働訓練と連動した全庁的な社会対応訓練を行います。また、訓練の実施だけに終わらないように、セミナーと連動した一体的な取組を行います。</p>	<p>危機管理総務室 (224-2734)</p>
<p>《政策名：安心を支える医療・福祉の推進》  《施策名：(341) 医療体制の整備》</p>	
<p>(一部新) 1 救急救命活動向上事業費 21,132千円  【(34103) 救急・へき地医療体制の整備】  (第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費)  消防法の一部改正に伴う救急搬送・受入れに関する協議会の設置及び傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の策定及び運用などを行います。  また、県内の救急救命率の向上を図るため、救急隊員への各種講習を実施します。</p>	<p>消防・保安室 (224-2108)</p>
<p>《行政運営の取組》  《施策名：(610) みえ行政経営体系による効率的で効果的な県行政の運営》</p>	
<p>1 危機管理推進事業費 7,331千円  【(61002) 危機管理の推進】  (第2款 総務費 第2項 企画費 5 危機管理費)  危機発生時に迅速・的確な対応ができるよう階層別の職員研修や室長危機管理研修などを行います。</p>	<p>危機管理総務室 (224-2734)</p>

平成22年度当初予算 施策別概要

311 防災対策の推進

(主担当部：防災危機管理部)

- 31101 防災体制の整備 (防災危機管理部)
- 31102 防災風土の醸成 (防災危機管理部)
- 31103 防災情報の共有化 (防災危機管理部)
- 31104 災害に強い建築物の確保 (県土整備部)
- 31105 緊急輸送ルートの整備 (県土整備部)
- 31106 災害時医療体制の整備・被災者対策の推進 (健康福祉部)
- 31107 消防力向上の支援 (防災危機管理部)
- 31108 高圧ガス等の保安の確保 (防災危機管理部)

<施策の目的>

(対象) 多様な主体が

(意図) 災害等に対して安全で安心できる基盤や体制づくりに取り組み、地域防災力を向上させている

<施策の数値目標>

施策目標項目 (主指標)		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
過去1年の間に地域における防災活動に参加した人の割合	目標値	—	28.7%	31.1%	33.6%	36.0%
	実績値	26.2%	35.1%	35.5%	36.3%	

※ 過去1年の間に、自分が暮らす地域で実施された防災訓練や研修等の活動に参加した人の割合

県の取組目標項目 (副指標)		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
第2次三重地震対策アクションプログラムの進捗率	目標値	—	25.0%	50.0%	75.0%	100.0%
	実績値	—	35.0%	57.0%	75.0%	
自主防災組織の訓練等実施率	目標値	—	78.5%	80.7%	82.9%	85%
	実績値	75.4%	81.2%	79.3%	77.3%	

<進捗状況(現状と課題)>

- ・ 災害対策基本法が制定される契機となった伊勢湾台風の被害から半世紀が経過し、その被害経験や教訓を風化させることなく次世代に伝承していくことが課題となっています。
- ・ 東海地震、東南海・南海地震をはじめ、近年国内外で頻発している内陸直下型地震、気候変動に伴う風水害の増加等による大きな被害が危惧される中、平成21年度は、台風9号、18号に伴う豪雨や、サモア諸島の地震、スマトラ南部の地震などの自然災害により甚大な被害が発生しており、誰もが安心できる災害に強い地域社会を築いていくことが求められています。そのためには、行政による「公助」とともに、多様な主体の連携による取組が必要であり、防災への関心の高まりを「自助」「共助」を軸とした地域防災力の向上につなげていくことが課題です。
- ・ 災害発生時における救助・救援活動、医療活動等の初動対策を的確に実施できる防災体制の整備も重要であり、必要な知識・技術の習得や実践的な訓練を行う必要があります。また、災害時に確実に機能する道路の確保や、減災に大きく寄与する建築物の耐震化などを一層進める必要があります。

## ＜平成22年度の取組方向＞

- ① 「三重県防災対策推進条例」に基づく、「第2次三重地震対策アクションプログラム」や「三重風水害等対策アクションプログラム」を踏まえ、さまざまな啓発活動を実施するとともに、家庭や地域における自主的な防災活動の活性化をはかり、自然災害全般にわたる防災風土の醸成を進めます。
- ② 防災関係機関等との実践的な訓練の実施、大規模地震等が発生した際の迅速・的確な情報収集・提供、災害時における応急対策の活動拠点となる広域防災拠点の整備など県の災害対応力を一層強化します。
- ③ 災害に強い県土の基盤づくりを目指して、緊急輸送道路等の整備や建築物耐震化を進めます。

## ＜主な事業＞

- ① (一部新) (重) 災害対応力強化事業【基本事業名：31101 防災体制の整備】  
(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)  
予算額：(21) 89,818千円 → (22) 36,741千円  
事業概要：平成22年度は、「第2次三重地震対策アクションプログラム」計画期間の最終年度にあたることから、4年間の取組成果を検証するとともに、「三重県の減災目標」を達成するため「第3次三重地震対策アクションプログラム」の策定を行います。
- ② (一部新) 防災訓練事業【基本事業名：31101 防災体制の整備】  
(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)  
予算額：(21) 12,658千円 → (22) 48,252千円  
事業概要：「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、緊急消防援助隊、警察機関、防災関係機関、関係団体、企業等と連携した合同訓練を実施します。
- ③ (新) 災害対応体制・企業減災体制構築事業【基本事業名：31102 防災風土の醸成】  
(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)  
予算額：(21) ー 千円 → (22) 37,407千円  
事業概要：三重大学と連携し、三重県庁における業務継続計画（BCP）の策定、復旧・復興マニュアルの策定など災害対応体制を整備するとともに、三重県企業防災ネットワークの構築、三重県中小企業BCPモデルの作成など企業減災体制の構築をめざします。
- ④ (一部新) 防災行政無線整備事業【基本事業名：31103 防災情報の共有】  
(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)  
予算額：(21) 20,000千円 → (22) 256,250千円  
事業概要：現用の衛星系防災行政無線は、設置後15年以上経過し経年劣化による故障が頻発していることから、次世代型衛星系防災行政無線への更新を行うこととし、平成22年度は可搬型地球局の整備を実施します。(15箇所)  
また、気象庁の警報・注意発表対象地域区分の変更に伴う防災通信ネットワーク気象情報システムの整備工事を実施します。
- ⑤ (一部新) 災害対策本部機能強化事業【基本事業名：31101 防災体制の整備】  
(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)  
予算額：(21) 29,922千円 → (22) 106,155千円



事業概要：大規模災害発生時に設置する県災害対策本部の機能強化を行うため、講堂棟及び議事堂棟の一部改修工事を実施します。併せて、情報収集機能の強化をはかるため、映像・通信機器の整備を行います。

⑥ (重) いのちを守る減災対策推進事業【基本事業名：31101 防災体制の整備】

(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)

予算額：(21) 104,767千円 → (22) 104,700千円

事業概要：市町等が実施する津波対策、孤立対策、避難所耐震化対策、災害時要援護者対策を支援します。(緊急地震対策促進事業補助金の交付)

⑦ (重) みえの防災活力支援事業【基本事業名：31102 防災風土の醸成】

(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)

予算額：(21) 60,233千円 → (22) 47,988千円

事業概要：防災に関する継続的な啓発を実施するとともに、「みえ風水害対策の日(9月26日)」、「みえ地震対策の日(12月7日)」に関連した啓発イベントを実施します。また、熊野から新宮にかけて、活断層が存在する可能性を示す地形が発見されていることから、引き続き、国や研究機関と連携し、詳細調査を実施します。

⑧ (一部新) 地域防災力向上支援プロジェクト事業【基本事業名：31102 防災風土の醸成】

(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)

予算額：(21) 20,508千円 → (22) 26,102千円

事業概要：地域防災力の向上のため、三重大学と連携し、みえ防災コーディネーターの育成、三重県防災教育センター研修、市町等防災講座、避難の心得集の作成などを実施します。

⑨ (一部新) (重) 広域防災拠点施設整備事業【基本事業名：31101 防災体制の整備】

(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)

予算額：(21) 295,148千円 → (22) 21,253千円

事業概要：大規模地震発生時などに迅速かつ的確な対応を実施するため、中勢、東紀州(紀北・紀南)、伊勢志摩に続く広域防災拠点施設として伊賀広域防災拠点施設の整備に着手します。

⑩ (重) 緊急輸送道路整備事業(街路含む)【基本事業名：31105 緊急輸送ルートの整備】

(第8款 土木費 第1項 土木管理費 1 土木総務費)

(第8款 土木費 第2項 土木橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費)

(第8款 土木費 第5項 都市計画費 3 街路事業費)

予算額：(21) 3,434,700千円 → (22) 3,614,000千円

(3,444,000千円 → 3,464,000千円

※2月補正含みベース)

事業概要：震災後の救助、救援活動や復興活動が円滑にできるよう、緊急輸送道路の整備を引き続き進めるとともに、橋梁の耐震化について順次整備を進めます。

平成22年度当初予算 重点的な取組別概要

<重点事業>

くらし1:『いのち』を守るみえの防災対策 (主担当部:防災危機管理部)

<重点事業の目標>

「防災風土の醸成」、「被害の軽減(減災)」、「応急体制の確立」の3つを柱とした「第2次三重地震対策アクションプログラム」を着実に進めるため、「『いのち』を守るみえの地震対策」として重点事業の取組を展開してきましたが、「三重県防災対策推進条例」の制定を踏まえ、自然災害全般にわたる減災を進めるため、市町と共に、「自助」「共助」を軸とした地域における自主的な防災活動の活性化をはかるほか、「公助」として減災に寄与するハード基盤の整備等、県民の皆さんの命を守ることに重点を置いた事業を推進します。さらに、発災時において救助・救援活動、医療活動、輸送手段の確保等の初動対策が迅速に実施できるよう、その基盤整備や防災関係機関等と連携した活動体制づくりを進めます。

<構成事業(担当部)>

- (1) みえの防災活力支援事業(防災危機管理部)
- (2) 地域防災力推進事業(防災危機管理部)(H20 終了)
- (3) いのちを守る減災対策推進事業(防災危機管理部)
- (4) 待ったなし!耐震化プロジェクト事業(県土整備部)
- (5) 耕地施設管理事業(農水商工部)
- (6) 緊急津波対策海岸保全事業(農水商工部、県土整備部)
- (7) 広域防災拠点施設整備事業(防災危機管理部)
- (8) 災害対応力強化事業(防災危機管理部)
- (9) 災害医療体制強化推進事業(健康福祉部)
- (10) 緊急輸送道路整備事業(県土整備部)
- (11) 緊急輸送道路整備事業(街路)(県土整備部)
- (12) 災害防除施設事業(県土整備部)

<重点事業の事業費>

(単位:千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
策定時の見込額 ※1	5,307,405	5,364,000	5,186,000	4,990,000
予算額等 ※2	5,090,926	6,168,873	6,978,586 (2,257,115)	(5,026,688) 4,726,688

※1 第二次戦略計画策定時における計画記載額

※2 H19, 20年度は決算額、H21年度は予算現額、H22年度は当初予算額。21年度の下段括弧書きは20年度からの繰越額で予算現額の内数。H22年度の上段括弧書きはH21年度2月補正分とH22年度当初分の合算額。

<重点事業の数値目標> 21年度実績値は1月末時点で把握できる見込み値を示しています。

数値目標項目		H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
地震対策アクションの 重点項目進捗率	目標値	—	36%	53%	79%	100%
	実績値	—	42%	64%	77%	

※「第2次三重地震対策アクションプログラム」を構成するアクションのうち、特に重点的に実施する事業の平均進捗率

<構成事業の目標>

事業目標項目		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
(1) 防災に関して「自助」の取組を行っている県民の割合	目標値	—	42%	45%	48%	50%
	実績値	39.1%	42.2%	43.3%	43.9%	
(2) 地域防災ネットワークの構築数(累計)	目標値	—	5	5	5	5
	実績値	3	5	5	—	—
(3) 減災に向けた市町の取組数(累計)	目標値	—	35件	69件	113件	157件
	実績値	—	43件	92件	136件	
(4) 木造住宅の耐震診断率	目標値	—	9.2%	11.4%	13.8%	16.6%
	実績値	7.2%	9.2%	10.8%	12.6%	
(5) (6) 防潮扉・水門動力化整備数(累計)	目標値	—	121か所	140か所	157か所	163か所
	実績値	88か所	123か所	147か所	159か所	
(7) 広域防災拠点施設設置地域数(か所数)(累計)	目標値	—	2地域 〔3か所〕	2地域 〔3か所〕	3地域 〔4か所〕	3地域 〔4か所〕
	実績値	1地域 〔1か所〕	2地域 〔3か所〕	2地域 〔3か所〕	3地域 〔4か所〕	
(8) 災害対策業務の標準化(活動計画・標準マニュアル数)(累計)	目標値	—	2	3	4	4
	実績値	1	2	4	4	
(9) 災害医療に関する研修等に参加した医療従事者数(累計)	目標値	—	1,000人	1,650人	2,300人	2,500人
	実績値	841人	1,500人	2,032人	2,339人	
(10) 緊急輸送道路ネットワークの整備率(路線の整備状況)	目標値	—	89.0% 〔81/91〕	89.0% 〔81/91〕	90.1% 〔82/91〕	91.2% 〔83/91〕
	実績値	87.9% 〔80/91〕	89.0% 〔81/91〕	89.0% 〔81/91〕	90.1% 〔82/91〕	
(11) 緊急輸送道路(街路)の整備割合	目標値	—	43% 〔3/7〕	43% 〔3/7〕	57% 〔4/7〕	86% 〔6/7〕
	実績値	43% 〔3/7〕	43% 〔3/7〕	57% 〔4/7〕	57% 〔4/7〕	
(12) 緊急輸送道路において、対策が必要な落石等危険箇所(整備対象箇所)の整備割合	目標値	—	69% 〔60/87〕	79% 〔69/87〕	90% 〔78/87〕	100% 〔87/87〕
	実績値	54% 〔47/87〕	61% 〔53/87〕	76% 〔66/87〕	86% 〔75/87〕	

<進捗状況(現状と課題)>

- ・ 東海地震、東南海・南海地震が同時発生すると、三重県内において最大で死者約4,800人、家屋全壊約66,100棟という甚大な被害が想定されているほか、主要活断層による内陸直下型地震においても大きな被害が想定されています。また、平成21年は、台風9号、18号に伴う豪雨や、サモア諸島の地震、スマトラ南部の地震などの自然災害により、国内外で甚大な被害が発生しており、これら大規模災害からの減災が課題です。
- ・ 防災意識の啓発をはじめ、地域での防災訓練などさまざまな防災対策が進められていますが、なお十分とはいえない状況にあり、大規模災害からの減災を実現するためには、「自助」「共助」を軸とした、地域防災力の向上がさらに必要となっています。
- ・ このため、「三重県防災対策推進条例」に基づく、「第2次三重地震対策アクションプログラム」や現在策定を進めている「三重風水害等対策アクションプログラム」を踏まえ、自然災害全般にわたる減災を実現する、地域防災力向上のためのさまざまな取組が継続して行われる気運を一層

高めていくことが必要です。

- ・ また、「公助」として減災に寄与する防災基盤の整備を推進するとともに、災害時における活動体制を一層強化することも必要となっています。

#### <平成22年度の取組方向>

- ① 「三重県防災対策推進条例」に基づく、「第2次三重地震対策アクションプログラム」や「三重風水害等対策アクションプログラム」を踏まえ、さまざまな啓発活動等を実施します。
- ② 「自助」・「共助」を軸とした地域防災力の向上をはかるため、自主的な防災活動が継続して行われる気運を高めていくとともに、大規模災害からの減災に向けた市町の取組を支援します。
- ③ 地震による被害を軽減するため、住宅耐震補強への取組を支援し、住まいやまちの安全性を高めます。
- ④ 津波による被害を軽減するため、津波想定区域内において、水門、防潮扉等の施設整備に取り組みます。
- ⑤ 「三重県の減災目標」達成に向けた新たな行動計画を策定し、効果的・継続的に地震対策を推進します。
- ⑥ 災害時における地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動や生活復興の基盤となる、緊急輸送道路を整備します。

#### <主な事業>

- ① みえの防災活力支援事業【基本事業名：31102 防災風土の醸成】(事業(1))  
(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)  
予算額：(21) 60,233千円 → (22) 47,988千円  
事業概要：防災に関する継続的な啓発を実施するとともに、「みえ風水害対策の日(9月26日)」「みえ地震対策の日(12月7日)」に関連した啓発イベントを実施します。  
また、熊野から新宮にかけて、活断層が存在する可能性を示す地形が発見されていることから、引き続き、国や研究機関と連携し、詳細調査を実施します。(啓発イベント、活断層調査の実施)
- ② いのちを守る減災対策推進事業【基本事業名：31101 防災体制の整備】(事業(3))  
(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)  
予算額：(21) 104,767千円 → (22) 104,700千円  
事業概要：市町等が実施する津波対策、孤立対策、避難所耐震化対策、災害時要援護者対策を支援します。(津波対策、孤立対策、避難所耐震化対策、災害時要援護者対策補助金の交付)
- ③ 待ったなし！耐震化プロジェクト事業  
【基本事業名：31104 災害に強い建築物の確保 54021 災害に強い住まいづくり】(事業(4))  
(第8款 土木費 第6項 住宅費 1 住宅管理費)  
予算額：(21) 136,250千円 → (22) 122,250千円  
事業概要：東海地震、東南海・南海地震発生への危惧を踏まえ、住まいやまちの安全性を高めるために、木造住宅の所有者が耐震化を進めるきっかけとなる耐震診断を支援するほか、補強設計や簡易な補強を含めた耐震補強の補助により住宅の耐震化を促進します。(木造住宅の耐震診断・設計補強・補強工事・簡易補強工事補助金の交付)



### 3 三重県防災対策推進条例について

三重県防災対策推進条例は、県民、自主防災組織、事業者及び県の責務並びに市町の役割を定め、相互の緊密な連携のもと、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、災害に強い地域社会の実現に寄与するため、三重県地震対策推進条例の全部を改正し、平成 21 年 3 月 25 日から施行しています。

#### 1 背景

- ・東海地震の地震防災対策強化地域に本県 18 市町村 (現在 10 市町) が指定 (H14. 4)
- ・東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に県内全域が指定 (H15. 12)

#### 三重県地震対策推進条例 (平成 16 年 4 月 1 日施行)



- 台風や異常気象による集中豪雨等による風水害の増加
  - 災害時要援護者対策や孤立地区対策等の重要な課題への対応
- 三重県防災対策推進条例に全部改正 (平成 21 年 3 月 25 日施行)

#### 2 条例の趣旨

##### ○風水害を含む自然災害全般への対応

近年、全国各地で台風や異常気象による集中豪雨等による風水害が多く発生し、尊い人命や財産が失われていることから、水害発生時の適切な避難や適正な森林管理などを新たに規定し、地震のみならず自然災害全般に強い県土づくりを行っていきます。

##### ○各主体の責務又は役割の明確化、連携

防災対策を迅速かつ的確に進めるためには、県民、自主防災組織、事業者、行政の責務又は役割を各対策別 (災害予防対策、災害応急対策、災害復旧復興対策) に明確にし、また相互に連携していくことが必要となります。

##### ○「自助」「共助」「公助」の理念の継承

これまで地震対策において育んだ「自助」・「共助」を軸とした地域における防災力の向上とそれを支える「公助」の取組は、地震対策のみならず、自然災害全般の対策についても重要であることから、新たに「基本理念」として明文化し、これを継承していきます。

##### ○重要な課題の明文化

避難対策、医療救護体制の整備や、災害時要援護者対策、孤立地区対策及び心のケア対策など、近年クローズアップされている重要な課題について明文化し、対応していきます。

##### ○「みえ風水害対策の日」(9月26日)・「みえ地震対策の日」(12月7日)の制定

伊勢湾台風が来襲した9月26日を「みえ風水害対策の日」、昭和東南海地震が発生した12月7日を「みえ地震対策の日」として制定し、三重県に甚大な被害をもたらした2つの災害の教訓を風化させず、次世代に伝承して、さらに防災対策を進めていきます。

### 3 概要

#### (1) 基本理念



#### (2) 条例の概要 (主な改正点)

前 文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に被害や災害復旧復興について考えることの重要性</li> <li>・「自助」「共助」「公助」の理念</li> <li>・各主体の連携の重要性</li> </ul> <p>ほか、取り組まなければならない課題等について記載</p>
総 則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 (第1条)</li> <li>・定義 (第2条)</li> <li>・基本理念 (第3条)</li> <li>・各主体の責務又は役割 (第4～8条)</li> <li>・財政上の措置等 (第9条)</li> <li>・計画の策定及び防災対策の推進 (第10条)</li> <li>・みえ風水害対策の日及びみえ地震対策の日 (第11条)</li> </ul>
災害予防対策	<p>各主体別の責務又は役割を規定 (以下は、新たに規定した項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者対策 (第16条)</li> <li>・適正な森林管理 (第19条)</li> <li>・事業継続計画の策定 (第25条第3項)</li> <li>・職員への防災訓練等 (第31条)</li> <li>・防災情報の収集及び伝達体制の整備 (第33条)</li> <li>・緊急地震速報の啓発 (第35条)</li> <li>・地形等災害関連情報の収集、提供等 (第36条)</li> <li>・避難計画の策定 (第37条)</li> <li>・孤立地区対策 (第46条)</li> </ul>
災害応急対策	<p>各主体別の責務又は役割を規定 (以下は、新たに規定した項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時等における避難 (県民の責務、緊急地震速報及び水害発生時等における避難 第52条第2項及び第4項)</li> <li>・水害発生時等の自動車の使用 (第54条第3項)</li> <li>・危険建築物等からの避難等 (第55条)</li> <li>・心のケア等の体制確立 (第68条)</li> </ul>
災害復興対策	<p>各主体別の責務又は役割を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の責務 (第72条)</li> <li>・自主防災組織の責務 (第73条)</li> <li>・事業者の責務 (第74条)</li> <li>・県の責務 (第75条)</li> </ul>
雑 則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民等の意見 (第76条)</li> <li>・規則への委任 (第77条) について規定</li> </ul> <p>* 「県民等の意見」については、主体を知事とし、より積極的な県民の意見の聴き取り及び意見の反映を規定</p>

#### 4 具体的な防災対策の推進

条例に基づく具体的な対策は、「第2次三重地震対策アクションプログラム」と「三重風水害等対策アクションプログラム」の施策体系、行動計画にもとづいて事業推進を行っていきます。

「みえ風水害対策の日」「みえ地震対策の日」を中心に、各種イベントなどさまざまな機会をとらえ、条例の目的や理念を、県民の方々に周知・啓発していきます。

## 4 第2次三重地震対策アクションプログラムについて

### 1 目的

東海地震、東南海・南海地震や内陸活断層による大規模地震からの減災を実現するためには、県や市町、防災関係機関による取組だけでなく、県民の皆さんをはじめ、自主防災組織、企業、NPO等の多様な主体と連携・協働した地震対策を推進していくことが重要です。このため、「三重地震対策アクションプログラム」(H14～18年度)における成果を活かすとともに、残された課題や近年の地震災害から得られた教訓を踏まえ、「第2次三重地震対策アクションプログラム」(H19～22年度)を、自助・共助・公助による地震対策を総合的かつ計画的に進めるための行動計画として策定し、平成19年7月に公表しました。「第2次三重地震対策アクションプログラム」の推進を通して、三重県地域防災計画の実効性を高め、地震災害に強い三重県の実現をめざします。

### 2 目標と施策の体系

#### (1) 三重県の減災目標

東海・東南海・南海地震が同時発生した場合に想定される死者数、経済的被害額を平成26年度末までに「半減」させる。

○想定死者数	約4,800人	→	約3,200人	→	約2,400人
			(平成22年度末)		(平成26年度末)
○想定経済的被害額	約3兆円	→	約2.2兆円	→	約1.6兆円
			(平成22年度末)		(平成26年度末)
* 想定死者数は、「三重県地域防災計画被害想定調査(平成17年3月)」による。					
* 経済的被害額は、「三重県地域防災計画被害想定調査(平成17年3月)」の倒壊家屋等の想定被害量を基に算出。					

#### (2) 計画期間

第2次三重地震対策アクションプログラムの計画の期間は、平成19年度～22年度の4年間としています。

#### (3) 施策の体系

第2次三重地震対策アクションプログラムの施策体系は、別紙のとおりです。災害に強い県土づくりを実現するため、「Ⅰ 防災風土の醸成」、「Ⅱ 被害の軽減(減災)」、「Ⅲ 応急体制の確立」を施策目標として掲げ、対応する5の「施策の柱」と30の「施策項目」及び97の具体的なアクションを体系づけて、対策を推進しています。

#### (4) 進捗管理

- ① 実効性を確保するため、97のすべてのアクションに主担当部を明示し、目標値を設定
- ② 全体の進捗状況を防災危機管理部でとりまとめ毎年度公表
- ③ 「県民しあわせプラン第二次戦略計画」の施策311「防災対策の推進」の「副指標」に、「第2次三重地震対策アクションプログラムの進捗率100%」を目標設定



### 3 今後の取組

#### (1) 平成 21 年度実績の取りまとめ・公表

防災対策会議、県議会常任委員会への報告・公表を6月に予定しています。

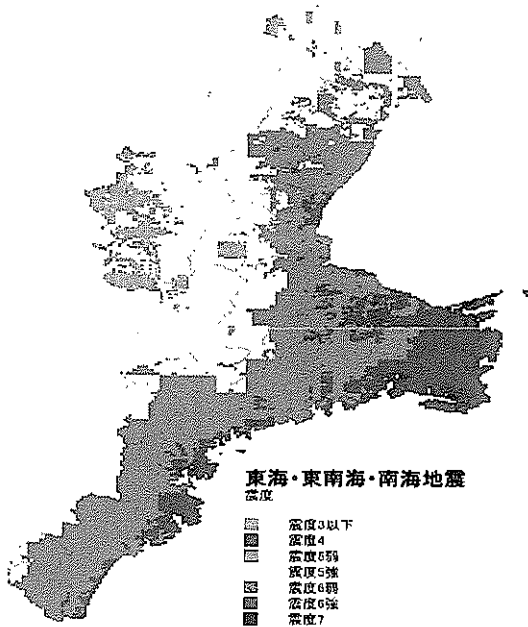
\*平成 21 年度末進捗率 75.0% (目標 75.0%) 平成 20 年度末進捗率 57.0%

#### (2) 第 3 次三重地震対策アクションプログラムの策定

平成 26 年度までの「三重県の減災目標」達成のため、「第 3 次三重地震対策アクションプログラム」(H23~26 年度) を策定します。

### 4 参考資料 (三重県地域防災計画被害想定調査 (平成 17 年 3 月))

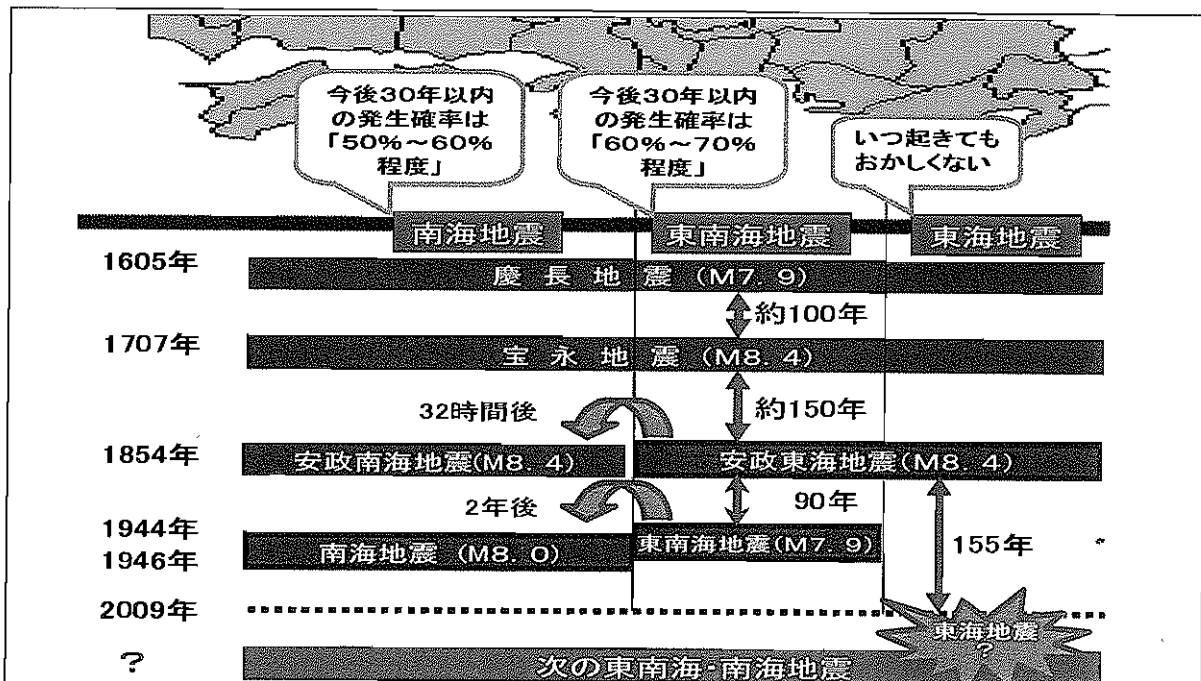
#### ○震度分布



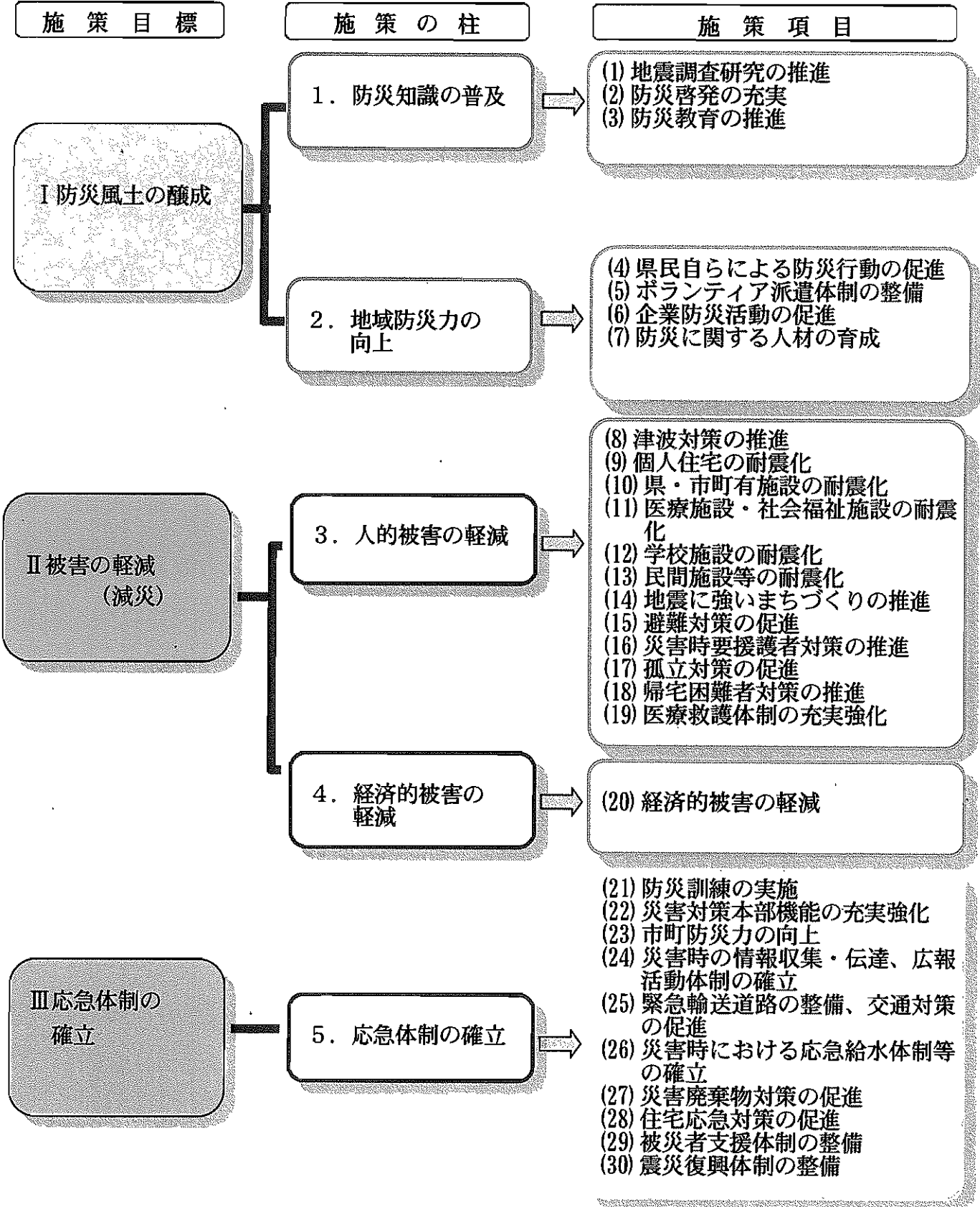
#### ○被害想定

東海・東南海・南海地震	
規模	マグニチュード 8.7
最大震度	7
死者数	約 2,700~約 4,800 人
揺れ等	約 1,700 人
津波	約 1,000~約 3,100 人
負傷者数	約 11,700 人
全壊	約 66,100 棟

#### ○これまでの東海・東南海・南海地震



【 第2次三重地震対策アクションプログラムの施策体系 】



## 5 三重風水害等対策アクションプログラムについて

### 1 目的

県では、地震対策については、「第2次地震対策アクションプログラム」を策定しているのに対して、風水害等対策については、施設ごとのハード対策を中心とした計画（「河川整備戦略」「海岸整備アクションプログラム」「三重の森林づくり基本計画」）は策定しているものの、横断的な計画は策定していませんでした。

こうしたことから、従来から行っていた風水害等に対する対策の総点検を行うとともに、近年の気候変動に対応した、風水害等に対するソフト対策とハード対策を計画的に推進するため、「三重風水害等対策アクションプログラム」を策定しました。

「三重風水害等対策アクションプログラム」では、これまでに地震対策で育んだ「自助」「共助」「公助」の理念を基本とし、6つの基本方針及び基本理念・基本方針の実現に向けた取組方針を掲げて、それぞれの責務・役割を明確にした風水害等対策を計画的に進め、相互に連携を図りながら協力して、災害に強い県土づくりの実現をめざします。

#### 【三重の風水害等対策の基本方針】

- その1. 次世代育成を意識した災害に強い人づくりを基本とする風水害等対策
- その2. 皆で災害に立ち向かう地域づくりを基本とする風水害等対策
- その3. 住民の避難行動に資するための情報発信を基本とする風水害等対策
- その4. 災害時要援護者や被災者の視点を基本とする風水害等対策
- その5. 気象条件や地理的条件など地域特性を基本とする風水害等対策
- その6. 既存施設の適切な維持管理と着実な施設整備の推進を基本とする風水害等対策

#### 【基本理念・基本方針の実現に向けた取組方針】

##### 「文化力」を生かし「新しい時代の公」により進める風水害等対策

県民の皆さんが、自らの「安全・安心」を確保するために、正しい防災知識を身につけ、「自助」「共助」の活動がすべての家庭や地域において日常の活動として取り組まれている地域が、真に災害に強いであると考えています。

このため、人と人の絆、人と地域の絆を大切に考える考え方（文化力）に基づき、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティアなどの皆さんや、県、市町、防災関係機関が、それぞれの責務・役割に応じた防災対策を主体的に担い（新しい時代の公）、自立・持続可能な地域づくりを展開し、みえの防災文化が広がっている災害に強い県土づくりの実現を目指した風水害等対策を実施していきます。

##### ソフト対策とハード対策を併せた風水害等対策

災害により甚大な被害を受けないためには、堤防などの施設整備とともに情報の伝達や住民の避難体制を整備するソフト対策を充実することが不可欠となっています。河川、海岸、砂防の施設整備などのハード対策は継続的に実施されていますが、整備には長期間を要すること、整備済みの区間、箇所であっても想定を超える力により、甚大な被害をもたらす可能性もあります。

このため、ハード対策を効果的かつ効率的に実施するとともに、ソフト対策を併せた風水害等対策を実施していきます。

## 2 目標と施策の体系

### (1) 減災目標

ハード対策を継続して実施することに加えて、過去の災害の教訓を活かしたソフト対策を実施し、「自助」「共助」の取組が効果的かつ効率的に行われることにより、局地的大雨などによる洪水災害、土砂災害、高潮災害その他の風水害等からも死者を出さないことは実現可能であると考えています。このため、減災目標は「風水害等による死者ゼロ」を目指します。

### 風水害等による「死者ゼロ」の実現

### (2) 計画期間

三重風水害等対策アクションプログラムの計画期間は、平成 22 年度から 26 年度までとしています。

### (3) 施策の体系

三重風水害等対策アクションプログラムの施策体系は別紙のとおりです。災害に強い県土づくりを実現するため、「Ⅰ防災文化の醸成」「Ⅱ被害の軽減（減災）」「Ⅲ応急体制及び復旧体制の確立」を施策目標として掲げ、対応する 10 の「施策の柱」と 30 の「施策項目」及び 210 の具体的なアクションを体系づけて、対策を推進していきます。

### (4) 進捗管理

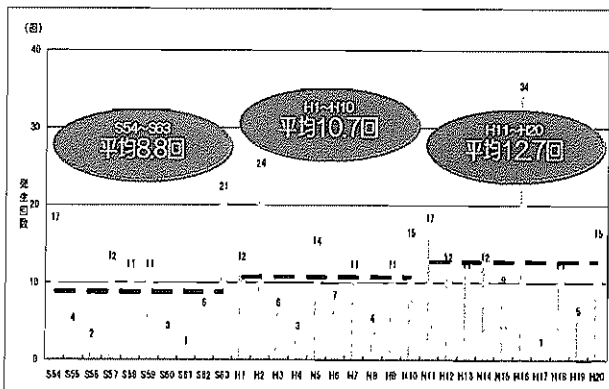
- ① 実効性を確保するため、アクション項目ごとに担当部局を明示し、可能な限り数値目標を設定。
- ② 全体の進捗状況を防災危機管理部で取りまとめ、毎年度公表。

## 3 今後の取組

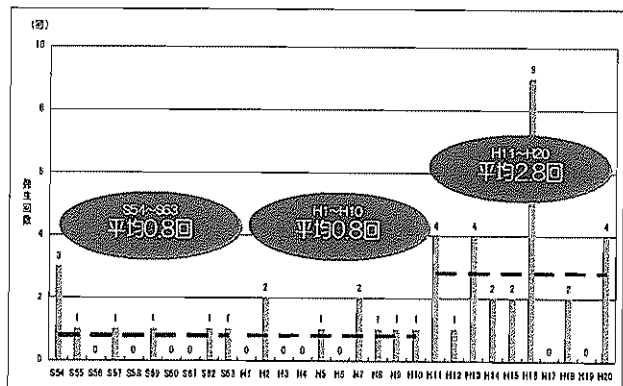
県民しあわせプラン第 2 次戦略計画、第 2 次三重地震対策アクションプログラムに関連した取組は平成 22 年度の目標値としていることから、平成 23 年度から 26 年度の数値目標については、県民しあわせプラン次期戦略計画、第 3 次三重地震対策アクションプログラムの策定とあわせ、平成 22 年度に設定していきます。

## 4 参考資料（県内の 1 時間降水量 50mm 以上、80mm 以上の年間発生件数）

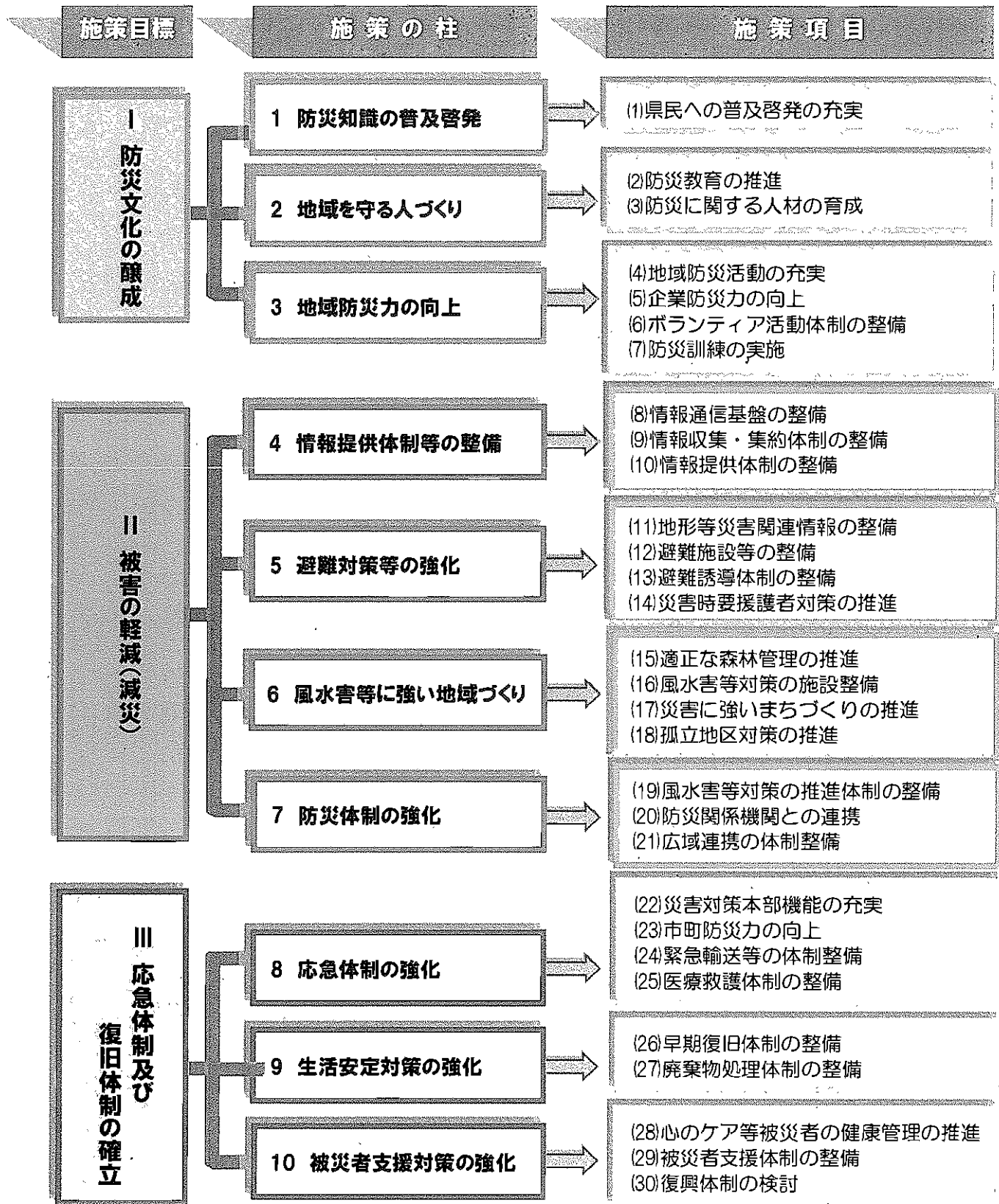
1 時間降水量 50mm 以上



1 時間降水量 80mm 以上



【 三重風水害等対策アクションプログラムの施策体系 】



## 6 三重県業務継続計画及び三重県復旧・復興マニュアルについて

三重県に大きな影響を及ぼす東海地震、東南海・南海地震は、今後必ず発生する巨大地震であり、三重県が平成17年3月にとりまとめた被害想定調査結果によれば、これらの地震が同時に発生した場合、県内で死者は4,800人、経済的被害は約3兆円にのぼると想定されています。

これまで、地域防災計画の強化や「三重地震対策アクションプログラム」の推進等により減災目標の達成に取り組むとともに、災害対策本部活動を円滑に実行するため、重要な活動手順を取りまとめた「三重県東海・東南海・南海地震災害対策活動計画」などを策定してきました。

県自身が被災した場合でも、応急業務や優先的に継続して行わなければならない通常業務を被災直後から適切に行っていく必要があります。

また、応急対策時から復旧・復興対策へ円滑に移行、実施していく必要もあります。

このため、「三重県業務継続計画（仮称）」、「三重県復旧・復興マニュアル（仮称）」を策定します。

### 1 「三重県業務継続計画（仮称）」

#### (1) 目的

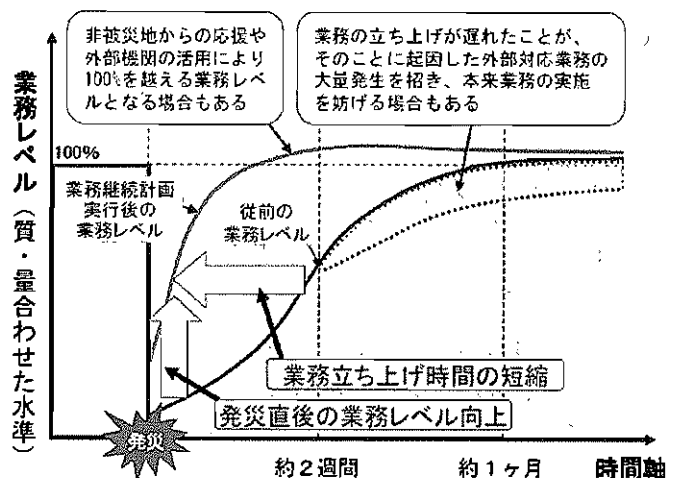
大規模災害時に想定される人やライフライン等利用可能な資源に制約がある状況下において、「非常時優先業務」（応急業務及び継続性の高い通常業務）を特定し、業務継続に必要な資源の確保・配分等、必要な措置を講じることにより、適切に業務執行できるようあらかじめ計画を策定します。

#### (2) 内容

前提となる災害を特定し、その被害を想定した上で、「非常時優先業務」を抽出し、業務開始目標時期を設定します。一方、非常時優先業務を実施するための必要資源が、発災時にどの程度利用可能であるかを確認し、その確保状況について課題があれば、その課題を解決するための対策を検討します。

#### (参考)「業務継続計画」とは？

- 緊急時に、被災して業務遂行能力が低下した状況下で、非常時優先業務を継続・再開・開始するための計画。
- 非常時優先業務は、災害応急対策業務だけでなく、通常業務も対象。
- 業務に必要な資源の確保・配分や、職務代行を考慮した指揮命令系統等を記載。
- 業務の再開・開始に係る目標時間も検討。
- 業務継続に従事する職員等の食料等の確保等も対象。



## 2 「三重県復旧・復興マニュアル（仮称）」

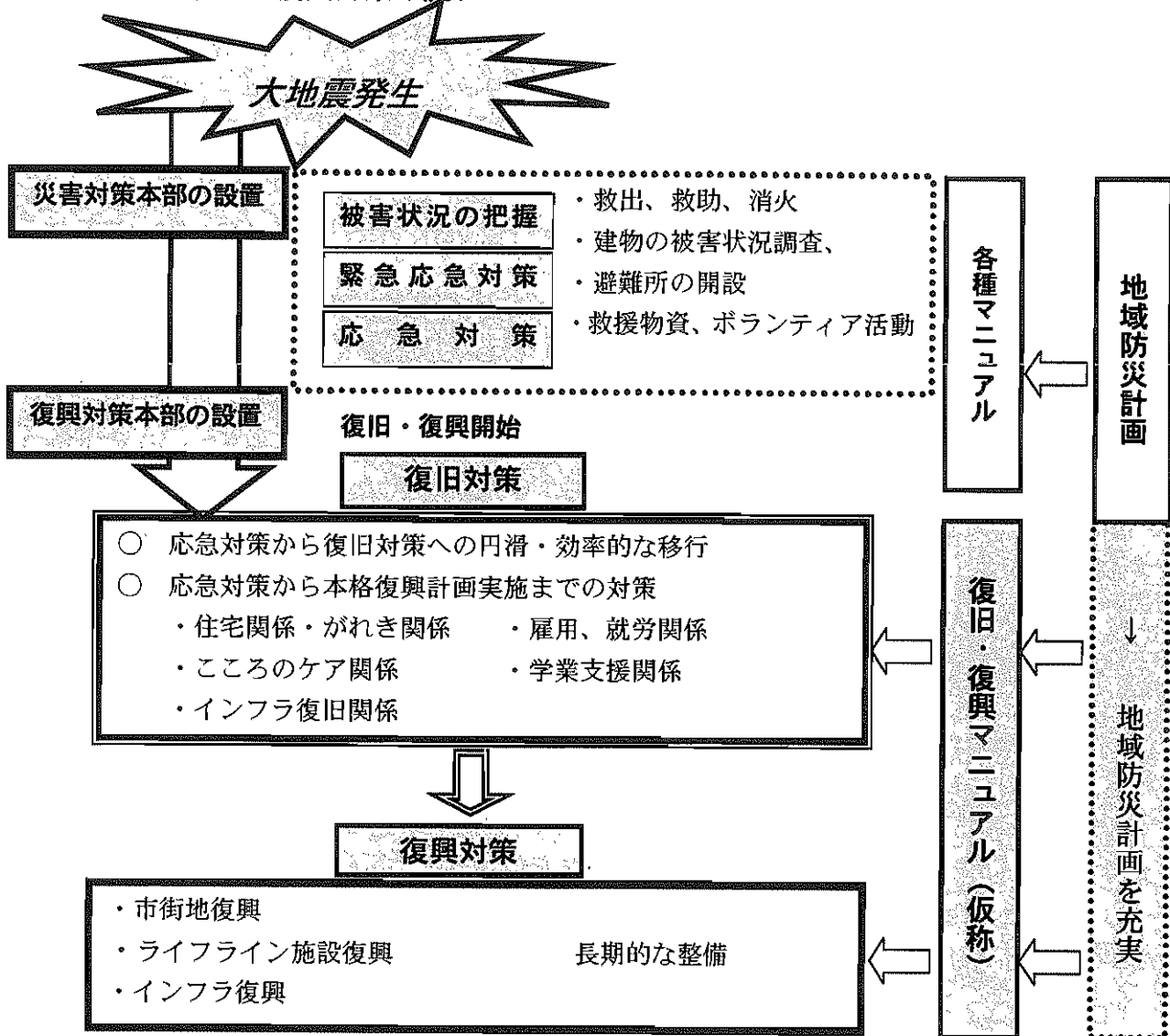
### (1) 目的

災害発生後の応急対策から早期の復旧・復興対策が求められ、県民の安定した生活を早い時期に取り戻すことを目的とします。

### (2) 内容

復旧・復興対策の体制・手順・手法等をマニュアルとして事前にまとめるとともに、この主要事項をもとに地域防災計画を修正していきます。また、復旧・復興にかかる法制度や過去の災害における事例についても整理します。

### (参考) 復旧・復興対策の流れ



## 3 今後の進め方

国立大学法人三重大学と連携を図りながら、平成22、23年度の2カ年で、策定していきます。

なお、策定にあたっては、県民や市町、有識者等から広く意見を聴いていきます。

## 7 消防の広域化及び消防救急無線のデジタル化について

### 1 消防の広域化

#### (1) 現 状

消防の広域化の目標は、住民サービスの向上、消防体制の効率化、基盤の強化であることから、本県では、国の定める広域化の期限（平成24年度末）内に8ブロック、その後、4ブロック、1ブロックの段階的な広域化を推進していくとして、平成20年3月に「三重県消防広域化推進計画」を策定しました。

現在、本県における消防の広域化の第一段階である8ブロックの実現に向け、単独消防本部の2ブロックを除く6ブロックにおいて、広域化の対象となる市・町長の了解を得ながら、広域化の推進に取り組んでいます。

#### 【平成21年度の実施状況】

##### ①四日市・菟野ブロック

- ・消防広域化研究会の開催  
(H22年1月8日)

##### ②鈴鹿・亀山ブロック

- ・消防の諸課題に関する勉強会に向けた調整

##### ③伊賀ブロック

- ・広域消防運営計画策定委員会の開催  
(H21年4月24日)  
(H21年10月13日)  
(H22年3月19日)

##### ④伊勢志摩ブロック

- ・消防広域化研究会の開催  
(H21年10月19日)  
(H22年2月4日)

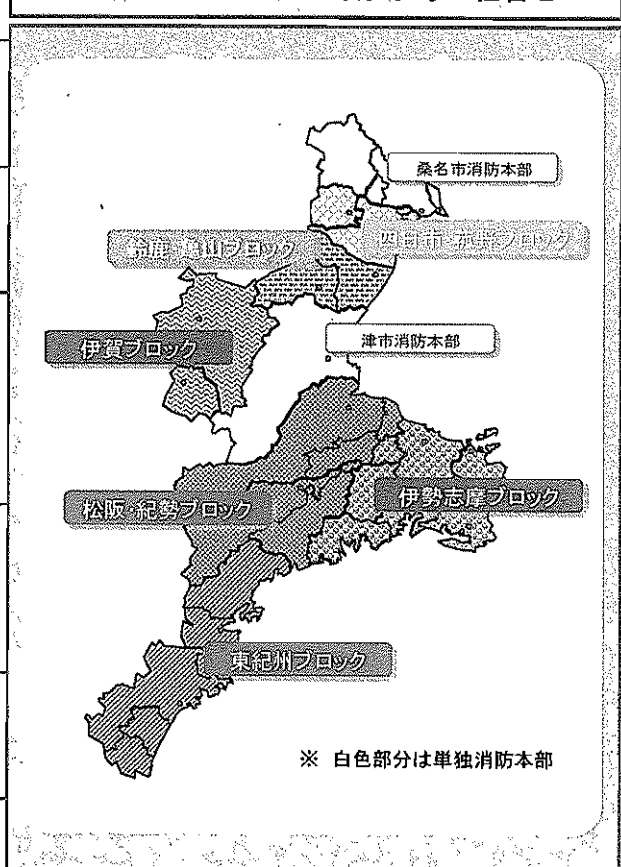
##### ⑤松阪・紀勢ブロック

- ・消防の諸課題に関する勉強会に向けた調整

##### ⑥東紀州ブロック

- ・消防のあり方勉強会の開催  
(H22年1月13日)

#### 本県における広域化対象市町の組合せ



\* 勉強会:広域化に限らず消防における諸課題について意見交換を行う場。

\* 研究会:消防本部が広域化等について研究を行う場。

\* 委員会:消防関係者や学識経験者等を委員として広域化に向けた協議や検討を行う場。



## (2) 今後の取組

伊賀ブロックの委員会、伊勢志摩ブロック及び四日市・菰野ブロックの研究会、東紀州ブロックの勉強会における取組を引き続き支援していくとともに、その他のブロックについても広域化の枠組みにとらわれることなく、通信指令台の共同運用等消防の諸課題に関する勉強会の開催に向けて働きかけていきます。

## 2 消防救急無線デジタル化

### (1) 現 状

消防救急無線については、電波法に基づく周波数割当計画の変更により、平成28年5月31日までにアナログ方式からデジタル方式に移行しなければならないことから、県では、平成19年3月に策定した「三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画」に基づき、県内消防救急無線のデジタル化のあり方について検討を行っており、その結果、県域1ブロックで無線設備を整備した場合、約100億円の事業費が必要になると試算されました。また、昨年8月には県と県内消防本部からなる「三重県消防救急デジタル無線基本設計実施協議会」を設立して、基本設計作成に向けて諸検討を進めています。

### (2) 今後の取組

協議会において、基本設計の作成に取り組むとともに、今後の実施主体及び実施設計以降のスケジュールについて、消防本部、市長会及び町村会と協議していきます。

### 消防救急無線デジタル化スケジュール (イメージ)

年度(西暦)	消防救急無線デジタル化	消防庁
平成18年度(2006)	「三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画」の策定	(基本仕様検討)
平成19年度(2007)	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備・運営体制の設立</li> <li>設計費用の予算措置の調整</li> </ul>	無線方式の検討 (無線機器の共通仕様検討)
平成20年度(2008)		
平成21年度(2009)	「三重県消防救急デジタル無線基本設計実施協議会」設立 ・次年度より基本設計に着手することについて、決定。	消防救急デジタル無線共通仕様書決定
平成22年度(2010)	基本設計、電波伝搬調査実施	
平成23年度(2011)	実施設計 中継局舎用地等の確保 ※実施設計以降のスケジュールについては未定 入札、発注 工事(機器製造) 工事(現地据付)	
平成24年度(2012)		
平成25年度(2013)		
平成26年度(2014)		
平成27年度(2015)	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事及び試験(現地調達試験、総合試験)</li> <li>運用開始(アナログ方式との併用運用)</li> </ul>	
平成28年度(2016)	5月31日 150MHz帯アナログ周波数の使用期限	

## 8 救急搬送及び受入れ実施基準の策定について

### 1 消防法改正の目的

傷病者の症状等に応じた搬送及び受入れの円滑化を図るため、総務省消防庁と厚生労働省が共同で国会に法案を提出し、「消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）」が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日に施行されました。

今回の消防法改正の目的は、単に119番通報から病院収容までの時間を短くすることだけではなく、いかに傷病者の症状等に対応した医療機関への迅速かつ適切な救急搬送を確保するかという点にあります。

### 2 消防法改正の概要

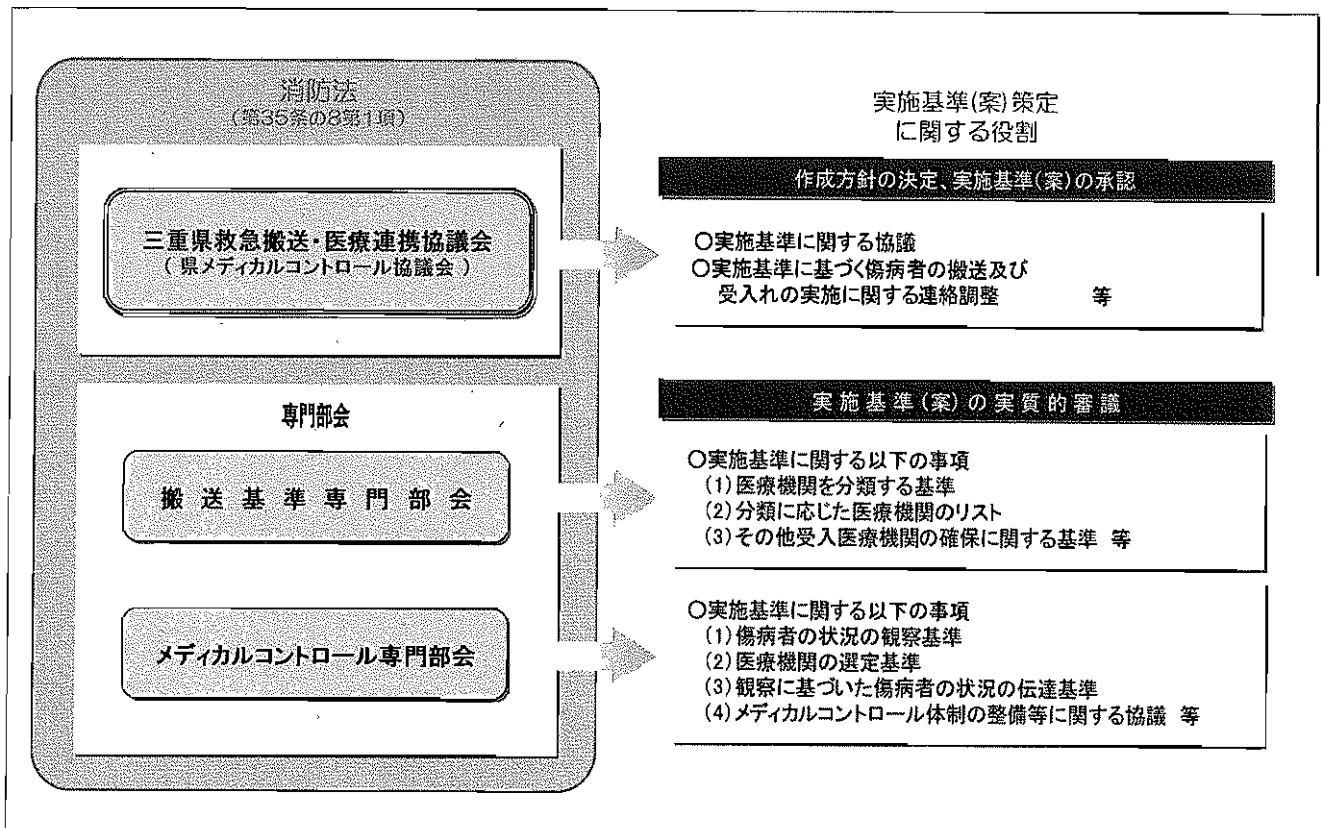
#### (1) 協議会の設置

都道府県は、既存の医療資源を活用しつつ、地域において、より適切な救急搬送及び受入れを実施するため、消防機関と医療機関等で構成する協議会を設置し、搬送先の医療機関リスト、救急隊による観察基準などの実施基準の策定を行うこととなり、平成22年1月19日に第1回の協議会を開催しました。

また、実施基準に関する実質的な審議を行うために、協議会に二つの専門部会「搬送基準専門部会」「メディカルコントロール専門部会」を設置し、搬送基準専門部会は3月24日に、メディカルコントロール専門部会は4月15日に第1回の専門部会を開催しました。

協議会及び専門部会の構成委員は、別紙のとおりです。

#### 実施基準検討組織イメージ



\* メディカルコントロールとは、病院前救護における医療の質を確保するという観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障することを指します。

そのためには、医学的観点から3点(①医師の指示、指導・助言体制、②救急活動の事後検証の実施、③救急救命士の再教育体制の整備)を重点的に、かつ相互に連携を図りながら体制整備に努めることが必要とされています。

### 3 実施基準策定に関するスケジュール

「搬送基準専門部会」、「メディカルコントロール専門部会」を随時開催し、地域と連携を図りながら、地域の実情に応じた救急搬送及び受入れの実施基準策定に向けて具体的検討を進めていきます。

日 程	国	県
21年5月1日	改正消防法公布(法律第34号)	
21年6月～	傷病者の搬送及び受入れの 実施基準等に関する検討会	協議会設立準備
	↓ 消防法の一部を改正 する法律の施行日 を定める政令	■ ■ ■ ■ ■
21年10月27日	実施基準等に関する検討会報告書 (ガイドライン)発出	
21年10月30日	改正消防法 施行	
22年1月19日		協議会 設立
	搬送基準 専門部会開催	メディカル コントロール 専門部会開催
	■ ■	■ ■
	実施基準(案)検討	
22年7月以降	協議会 開催 【実施基準案策定】	

## 三重県救急搬送・医療連携協議会委員名簿（25名）

区分	所属・役職	人数
消防機関の職員	四日市市消防本部、桑名市消防本部、鈴鹿市消防本部、津市消防本部、松阪地区広域消防組合消防本部、伊勢市消防本部、伊賀市消防本部、熊野市消防本部の消防長	8名
医療機関の管理者又はその指定する医師	県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、吉田クリニック、伊賀市立上野総合市民病院、松阪中央総合病院、山田赤十字病院、紀南病院の病院長	8名
診療に関する学識経験者の団体の推薦する者	三重県医師会副会長、三重県医療審議会周産期医療部会長、三重県精神科病院会長、三重県看護協会会長	4名
都道府県の職員	三重県防災危機管理部長	1名
	三重県健康福祉部長	1名
	三重県保健所長会(伊勢保健福祉事務所長)	1名
学識経験者等 (都道府県が必要と認める者)	三重県市長会(津市健康福祉部長)	1名
	三重県町村会(東員町生活福祉部長)	1名

## 搬送基準専門部会委員名簿（18名）

区分	所属・役職	人数
消防機関の職員	四日市市消防本部参事兼総務課長、津市消防本部消防次長、松阪地区広域消防組合消防本部総合指令室長、	3名
医療機関の管理者又はその指定する医師	青木記念総合病院長、県立総合医療センター院長、鈴鹿中央総合病院長、三重大学医学部附属病院長、三重大学医学部附属病院救急部長、吉田クリニック院長、伊賀市立上野総合市民病院長、松阪中央総合病院長、山田赤十字病院長、山田赤十字病院救急部長、紀南病院長	11名
診療に関する学識経験者の団体の推薦する者	三重県医師会副会長	1名
都道府県の職員	三重県防災危機管理部副部長兼総括室長	1名
	三重県健康福祉部医療政策監兼総括室長(保健・医療分野)	1名
	三重県保健所長会(伊勢保健福祉事務所長)	1名

## メディカルコントロール専門部会委員名簿（19名）

区分	所属・役職	人数
消防機関の職員	四日市市消防本部、桑名市消防本部、鈴鹿市消防本部、津市消防本部、松阪地区広域消防組合消防本部、伊勢市消防本部、伊賀市消防本部、熊野市消防本部の救急担当課長又は救急救命士	9名
医療機関の管理者又はその指定する医師	市立四日市病院救命救急センター長、県立総合医療センター診療部長兼救命救急センター長、三重大学医学部附属病院救急部長、山田赤十字病院救急部長、尾鷲総合病院副院長	5名
診療に関する学識経験者の団体の推薦する者	三重県医師会理事	1名
都道府県の職員	三重県防災危機管理部副部長兼総括室長	1名
	三重県消防学校副参事兼副校長	1名
	三重県健康福祉部医療政策監兼総括室長(保健・医療分野)	1名
	三重県保健所長会(伊勢保健福祉事務所長)	1名